

徳島県告示第四百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年 月 日
特定非営利活動法人 こどもの発達研究室 きりん	徳島市新南福島一丁目六番 三号	こらぼ	徳島市南沖洲一丁目三番四 号	放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援	令和元年八月 三十日	令和元年九月 三十日